

(健Ⅱ212F)

平成31年2月12日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菔 敏

A型肝炎患者の報告数増加に係る対応について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）長あて、別添の通知がなされておりますので、情報提供させていただきます。

本件は、A型肝炎について、昨年引き続き例年より患者報告数が増加している傾向がみられることから、行政機関において医療機関よりA型肝炎の患者発生届を受理した場合に、患者の糞便検体の確保や積極的疫学調査実施のために必要な情報の国立感染症研究所への送付など、更なる配慮を求めているものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健感発 0206 第1号  
薬生食監発0206第2号  
平成 31 年 2 月 6 日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$  衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
( 公 印 省 略 )

### A 型肝炎発生届受理時の検体の確保等について

日頃より感染症の発生動向調査等への御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

A型肝炎については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条第1項の規定に基づく医師の届出による患者報告数は、2018年は首都圏を中心に報告数が925例であり、2019年第1週～第3週においては、すでに46例となっており、例年に比べて届出数が多い傾向にあります（例年約100～300件/年）。

従来、「A型肝炎発生届受理時の検体の確保等について」（平成22年4月26日付け健感発第0426第2号食安監発0426第4号）等に基づき、患者の糞便検体の確保や感染症法第15条の規定に基づく積極的疫学調査を速やかに実施していただくことについて、特段の御配慮をお願いしているところです。最近のA型肝炎患者の届出状況に鑑み、引き続き、A型肝炎の患者発生届を受理した場合はウイルス株の分子疫学的手法による解析が実施できるよう、患者の糞便検体の確保に努めていただき、ウイルス株の分子疫学的手法による解析並びにライブラリーとの照合を行うため国立感染症研究所への塩基配列情報等の送付について一層の御配慮をよろしく申し上げます。なお、国立感染症研究所の連絡先については、以下の通り変更がございましたので、ご留意をお願い致します。

国立感染症研究所ウイルス第二部第五室（担当：鈴木亮介、清原知子）

電話番号：042-561-0771（村山庁舎）

メールアドレス：ryosuke@nih.go.jp、kiyohara@nih.go.jp